

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、令和5年11月に収去した普通肥料の検査結果の概要について次のとおり公表する。

1 普通肥料

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	フクシマフーズ株式会社	FK1号	T-N、T-P	—	—	—	
家庭園芸用複合肥料	クニミネ工業株式会社	ペプチオン	T-N、T-P	—	—	—	

1 主成分の略号は、次のとおりである。
T-N：窒素全量、T-P：りん酸全量